サ イ と 熱 帯 樹 種

新 田 和 弘
（トラフィックジャパン）

サ イ

サイに関しては，南アフリカとジンバブエのシロサイ Ceratotherium simum の個体群と，ジンバブエのクロサイ Diceros bicornis の個体群を，附属書Ⅱに移項するという三つの提案が出された。シロサイは現在約5,200頭が生存し，そのうち4,700頭が南アフリカ，250頭がジンバブエに生息しており，それらは現在絶滅のおそれがないとされる亜種のミナミシロサイ C.s. simum である。またクロサイは約3,500頭しか生存せず1970年に比べ95%以上の減少となっている。そのうち1,400頭（提案書では2,000頭）がジンバブエに生息しているが，それでも減少の傾向にある。

提案の一貫した理由として，全てのサイ類は16年間にわたって附属書Ⅰに掲載され，また決議6.10により全締約国における国内でのサイ角の販売を禁止するよう勧告してきたにもかかわらず，その絶滅のおそれの度合いは増し，条約がサイ類の保護に関しては十分に機能しておらず，取引禁止にこだわらない緊急の処置が必要であると主張された。またジンバブエでは，.密猟対策に年間1 km^2 当たり約200米ドルという高い経費を払っているが，それでも91年には100頭以上が密猟され200人以上が密猟者との戦いで射殺されている。そのため，管理されたサイの個体群から集められる角（生きたまま切断したもの，自然死したもの，密猟者から没収したもの）の取引を再開し，その結果得られる収入をサイの保護活動の強化に役立てるというものである。ジンバブエの試算によると，年間最大1,000万ドルの収入を挙げることができ，これはジンバブエでサイの保護に必要な年間経費に匹敵するという。しかし専門家の中には，この試算方法に疑問を持つ向きも少なくない。

条約事務局，米国，スイスをはじめ，いくつかの締約国はこの提案の主旨を理解し，サイ角の市場の存在（中国，韓国，台湾，タイ）がこの問題の根底にあることを認めた上で，何らかの新たな対策をとる必要性を認めた。ちなみに，中国，台湾には，それぞれ約10トン（小売り価格で7,000万ドル相当）のサイ角の在庫があると推定されている。

しかし，ケニア，タンザニア，英国をはじめほとんどの国は，現時点での取引再開はサイの状況をさらに悪化させるとして，消費国における需要の消滅を含む取引規制の強化と，徹底した市場調査を最優先すべきであり，サイ保護の財源はその他の方法で得るべきだとして反対した。また，IUCN，トラフィックなどからも，取引再開のためには更なる市場調査が必要不可欠であるという意見が出された。

これに対して提案国は，取引の対象を生きたものから得られたもののみ（切角，人工繁殖）に限定するという修正を加えて，締約国に強く採決することを求めたため投票になった。その結果，賛成11，反対60以上で南アフリカのシロサイとジンバブエのクロサイの提案は却下され，ジンバブエのシロサイは撤回された。

以上のように，今回の会議では，サイ角の商業的取引再開には至らなかった。今後は，条約事務局が提示したサイ類保護の3つの指針，(1)生息国に対する国際協力，(2)取引調査の実施，(3)教育，啓蒙に関するメディアの活用，の推進と強化が，

全締約国に強く求められる。しかし，これまでの経緯を考えると，サイ類の前途は極めて厳しいといえよう。

熱帯樹種

熱帯樹種については，10年毎再検討の提案に関して8種を附属書から削除，その他の提案に関して3属4種を附属書に掲載することが提案された。スイスが提案した削除に関するものでは，撤回された2種と附属書ⅠからⅡへの修正案が承認された1種を除いて，条約発効以降ほとんど取引がなく掲載する必要性がないと判断され，承認された。

デンマークとオランダが提出したラミンGonystylus bancanusとメルバウIntsia spp.を附属書Ⅱに掲載するという提案は，これらの種がアジアを原産とする初めての商業材であったために，注目されていた。主な輸出先はヨーロッパで，日本にはあまり輸入されていない。しかしこれらの提案は，原産国側との協議が何もなかったということもあり，インドネシアとマレーシアの強硬な反対に会い，討議を待たずに撤回された。これについて提案国は，この条約が熱帯樹種の保護に貢献しうることを再確認し，原産国との事前協議を踏まえた上で，今後とも提案する努力を続けていくことを表明した。これに対してマレーシアは，国際熱帯木材機関（ITTO）と条約事務局の協力を要請しながらも，熱帯林の保護と管理は，原産国側の自主性とITTOによる行動計画だけで十分であるとの相反する見解が示された。ITTOの行動計画の一つに熱帯林とその生物多様性の保護がうたわれているが，実質上は機能しておらず，仮に機能しているとしても，この条約の視点からみたアプローチの仕方は，ITTOとは異なるはずである。今後の熱帯林の保護と持続的利用を考えた場合，両者の協力は必要不可欠であるといえよう。

その他の提案は承認されたが，アメリカマホガニーの一種Swietenia mahagoniとアサメラPericopsis elataは，丸太，製材，ベニアに限定するという条件付きで，附属書Ⅱに掲載された。